

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者概要

事業者の名称	特定非営利活動法人明愛会 備北介護センター
主たる事業者の所在地	岡山県高梁市落合町近似1390番地1
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	理事長 樋口 満
電話番号	0866-23-0255
介護保険法に基づき岡山県知事・高梁市から指定を受けている事業所名称	備北介護センター「うらら」
居宅サービスの種類	訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業

2. ご利用事業所

事業所の名称	備北介護センター「うらら」
事業所の所在地	岡山県高梁市落合町近似1390番地1
電話番号	0866-23-0255
指定年月日	訪問介護 (令和 3年4月1日)
	介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 (令和 3年4月1日)
事業所番号	岡山県指定 33709000726
管理者の氏名	佐々木 裕美

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援者及び要介護者に対し適正な訪問介護サービスを提供する。
運営の方針	要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて可能な限り居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行うとともに関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の職員の職種	員数	勤務の体制		
介護福祉士	1 名	常勤	1 名	非常勤 名
介護職員基礎研修課程を修了した者	名	常勤	名	非常勤 名
介護職員実務者研修課程を修了した者	名	常勤	名	非常勤 名
ホームヘルパー養成研修1級課程を修了した者	名	常勤	名	非常勤 名
ホームヘルパー養成研修2級課程を修了した者	3 名	常勤	1 名	非常勤 2 名

5. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から翌年の1月3日まで（年末年始）を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。
その他	電話により24時間常時連絡可能な体制とする。但し、居宅介護サービス計画書により、営業日、営業時間以外でもサービスを提供する場合がある。

6. 利用料等

(1) 訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用料は、以下の通りです。

①訪問介護

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 *（注1）参照	利用者負担金 *（注2）参照		
			1割	2割	3割
身体介護中心型	20分未満	1630 円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2440 円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3870 円	387円	774円	1161円
	1時間以上1時間30分未満	5670 円	567円	1134円	1701円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算		
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算（身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る）	25分増すごとに65円を加算		

生活援助 中心型	20分以上45分未満	1790 円	179円	358円	537円
	45分以上	2200 円	220円	440円	660円

（注１）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に２人の訪問介護員等がサービスを提供した場合は、上記基本利用料の２倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

② 介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業 （１ヶ月の利用料）

サービスコード	基本単価	１割	２割	３割	利用回数
訪問型独自サービス１１	1176 円	1176円	2352円	3528円	週１回程度
訪問型独自サービス１２	2349 円	2349円	4698円	7047円	週２回程度
訪問型独自サービス１３ （要支援２に限る）	3727 円	3727円	7454円	11181円	週２回程度を越えて 利用する場合

③加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本 利用料	利用者負担金 （自己負担１割の場合）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービスを提供する場合	基本部分の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供する場合	基本部分の50%	
中山間地域等提供加算	中山間地域（＝高梁市は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の5%	
緊急時訪問介護加算	利用者や家族から要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（１回につき）	1000円	100円

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本 利用料	利用者負担金 (自己負担 1 割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	2000円	200円
介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月の利用料金+各種加算減算の 24.5%	負担割合証に記載された割合	
介護職員等処遇改善加算 II	1ヶ月の利用料金+各種加算減算の 22.4%	負担割合証に記載された割合	
介護職員等処遇改善加算 III	1ヶ月の利用料金+各種加算減算の 18.2%	負担割合証に記載された割合	
介護職員等処遇改善加算 IV	1ヶ月の利用料金+各種加算減算の 14.5%	負担割合証に記載された割合	

④□利用料の利用者負担割合

利用者負担割合については、「介護保険負担割合証」に記載されている割合とさせていただきます。

(2) その他の費用

- ① 訪問介護サービスが、介護保険法の適用を受ける場合、「介護保険負担割合証」に記載されている割合をお支払いいただきます
- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料を全額お支払いいただきます。別に契約を締結します。
- ③ 当事業所は、あなたに対し毎月 15 日頃までに、前月のサービスの提供回数、利用額等の内容を記載した納入通知書を作成し、請求書に添付して訪問介護員が持参します。
- ④ 前月の利用料は、翌月末日までに現金でお支払下さい。
- ⑤ 居宅において訪問介護員がサービスを行う為に使用する備品及び水道、電気、ガス、電話等の費用は、利用者が負担します。

7. キャンセル料

いつでも契約をキャンセルすることができ、料金は一切いりません。なるべく前日の午後 5 時までに連絡ください。但し、あなたの都合によりサービスをキャンセルした場合(急にお断りになった場合)には、交通費等実費についてご精算いただくことがあります。

8. 通常の事業実施地域

サービス提供実施地域	高梁市とする。
	(但し、津川町、川面町、巨瀬町、中井町、玉川町、宇治町、松原町、高倉町、落合町原田、落合町福地、松山、有漢町、成羽町、備中町、川上町を除く)

* 上記以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

9. 秘密の保持

事業者	1 正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
	2 事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じます。
事業者の職員の秘密保持	3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、職員にサービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いさせません。
	4 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的として ①事業者の内部での利用に係る事例 ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス ・介護保険事務 ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち ＊入退所等の管理 ＊会計・経理 ＊事故等の報告 ＊当該利用者の介護サービスの向上 ②他の事業者等への情報提供を伴う事例 ・当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち ＊当該利用者の居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 ＊その他の業務委託 ＊家族等への心身の状況説明 ・介護保険事務のうち ＊保険事務の委託 ＊審査支払機関へのレセプトの提出 ＊審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
	5 上記以外の利用目的として ① 介護関係事業者の内部での利用に係る事例 ・介護関係事業者の管理運営業務のうち ＊介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料 ＊介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

10. 苦情申立窓口

(相談・苦情の対応)

利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、居宅サービス計画に位置づけた訪問介護サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。相談対応時間は、営業時間内とします。

また、市町村及び国民健康保険団体連合会等に申し立てることができます。

備北介護センター 「うらら」 相談窓口	窓口担当者		佐々木 裕美	
	TEL	0866-23-0255	FAX	0866-23-0256
高梁市健幸長寿課	TEL	0866-21-0299	FAX	0866-23-0655
岡山県国民健康 保険団体連合会	TEL	086-223-8811	FAX	086-223-9109
岡山県 社会福祉協議会	TEL	086-226-2822	FAX	086-227-3566

11. 第三者による評価の実施状況

当事業所は第三者による評価の実施はおこなっておりません。

12. 緊急時における対応方法

利用者に対する訪問介護サービスの提供中に体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の主治医及び家族等の緊急連絡先に連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、救急車に連絡するなど臨機の対応をします。
賠償すべき事故が発生した場合には速やかに対応します。

13. 虐待防止のための措置

事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための担当者を選任し措置を講じるものとします。(担当者 佐々木 裕美)

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び介護支援専門員に通報するものとします。

14. ハラスメントについて

職場において行われる性的な行動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じるものとします。

15. 事業継続計画（BCP）のについての取り組み

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

16. 感染症対策

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努めます。

17. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	氏 名		
	医 療 機 関 の 名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
協 力 医 療 機 関	医 療 機 関 の 名 称	医療法人慶真会 大杉病院	
	院 長	大杉 紘	
	所 在 地	高梁市柿木町 2 4	
	電 話 番 号	0 8 6 6 - 2 2 - 5 1 5 5	
緊 急 連 絡 先	氏 名		続柄
(家 族 等)	電 話		
居 宅 介 護 支 援 事 業 所			
介 護 支 援 専 門 員			
連 絡 先			

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供に当たり、契約書、サービスの
内容説明書及び重要事項説明書に基づいて説明しました。

事業 者	所 在 地	岡山県高梁市落合町近似1390番地1
	名 称	特定非営利活動法人明愛会備北介護センター
	理 事 長	樋 口 満
事業 所	所 在 地	岡山県高梁市落合町近似1390番地1
	名 称	備北介護センター「うらら」
	管 理 者	佐々木 裕美

説 明 日	令和 年 月 日
説 明 者	佐々木 裕美

私は、契約書、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて説明を受け同意します。
訪問介護サービス契約書第13条第3項に規定する利用者及び利用者の家族の個人情報を
用いることに同意します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印
署 名 代 行 者	住 所	
	氏 名	印
家 族	住 所	
	氏 名	印